

第1回 嵐山町上下水道事業運営審議会

嵐山町水道事業
経営戦略と料金について
(案)

嵐山町上下水道課

目次

- 1 経営戦略の改定について**
 - ・経営戦略改定の概要
 - ・経営戦略改定の目的
- 2 事業環境の変化**
 - ・人口及び水需要の変化について
 - ・埼玉県用水供給事業の受水費の改定について
 - ・物価上昇等について
 - ・施設更新・耐震化の必要性について
- 3 経営戦略（改定）について**
 - ・水需要及び料金収入の見通し
 - ・投資試算
 - ・財源試算
 - ・投資・財政計画
 - ・料金改定の必要性について
- 4 水道料金について**
 - ・水道料金とは
 - ・全国の水道料金の傾向
 - ・埼玉県内の水道料金改定状況
 - ・本町の水道料金
- 5 今後の検討手順**
 - ・審議会開催予定

1 経営戦略の改定について

- 経営戦略改定の概要
- 経営戦略改定の目的

経営戦略改定の概要

- ・**嵐山町水道事業経営戦略 計画期間：令和6年度～令和15年度(10年間)**

上位計画

- ・**嵐山町第2次水道事業基本計画(嵐山町第2次水道ビジョン)平成28年3月**

計画期間：平成28年度～令和37年度（10年間）

「第5次嵐山町総合振興計画」及び「第1次水道ビジョン」を踏まえ、中・長期的な施策の方向性を示している。

第1浄水場や第2浄水場等の一部が耐震基準を満たしていないこと、将来的に給水量が減少していくことなどを踏まえ、現在の水道施設を再構築し、耐震基準を満たす新浄配水場を建設し施設の集約化を計画している。

- ・**嵐山町水道事業経営戦略（平成31年3月策定）**

計画期間：令和元年度～令和10年度（10年間）

嵐山町水道ビジョンを上位計画として、施策目標のうち「目標5 堅実な経営」に示す「施策9 財政基盤の強化」を達成するため、安定的に事業を継続していくための投資に対する必要な財源を確保した、中長期的な経営の基本計画を策定している。

この結果、財政収支の課題として、今後、老朽化が進む施設の更新や、浄水場の新設をするためには、料金水準の見直し（2025年8%改定）が必要であるとの検討結果となっている。

経営戦略改定の目的

総務省は「経営戦略策定・改定ガイドライン※1」を示しており、毎年度の進捗管理と一定期間(3~5年毎)の成果について検証・評価することが求められている。これに基づき、経営戦略の改定を行い、より質の高い「経営戦略」とすることが要請されている。

また、『「経営戦略」の改定推進について※2』においては、経営戦略の改定を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められている。

さらに、物価上昇や県水受水費の値上げ等により、経費が上昇することが予測される。

以上のことから、経営戦略(平成31年3月策定)の策定から5年経過した本町においても、事業進捗状況や社会情勢を踏まえた経営戦略の改定が必要である。

※1 平成31年3月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知

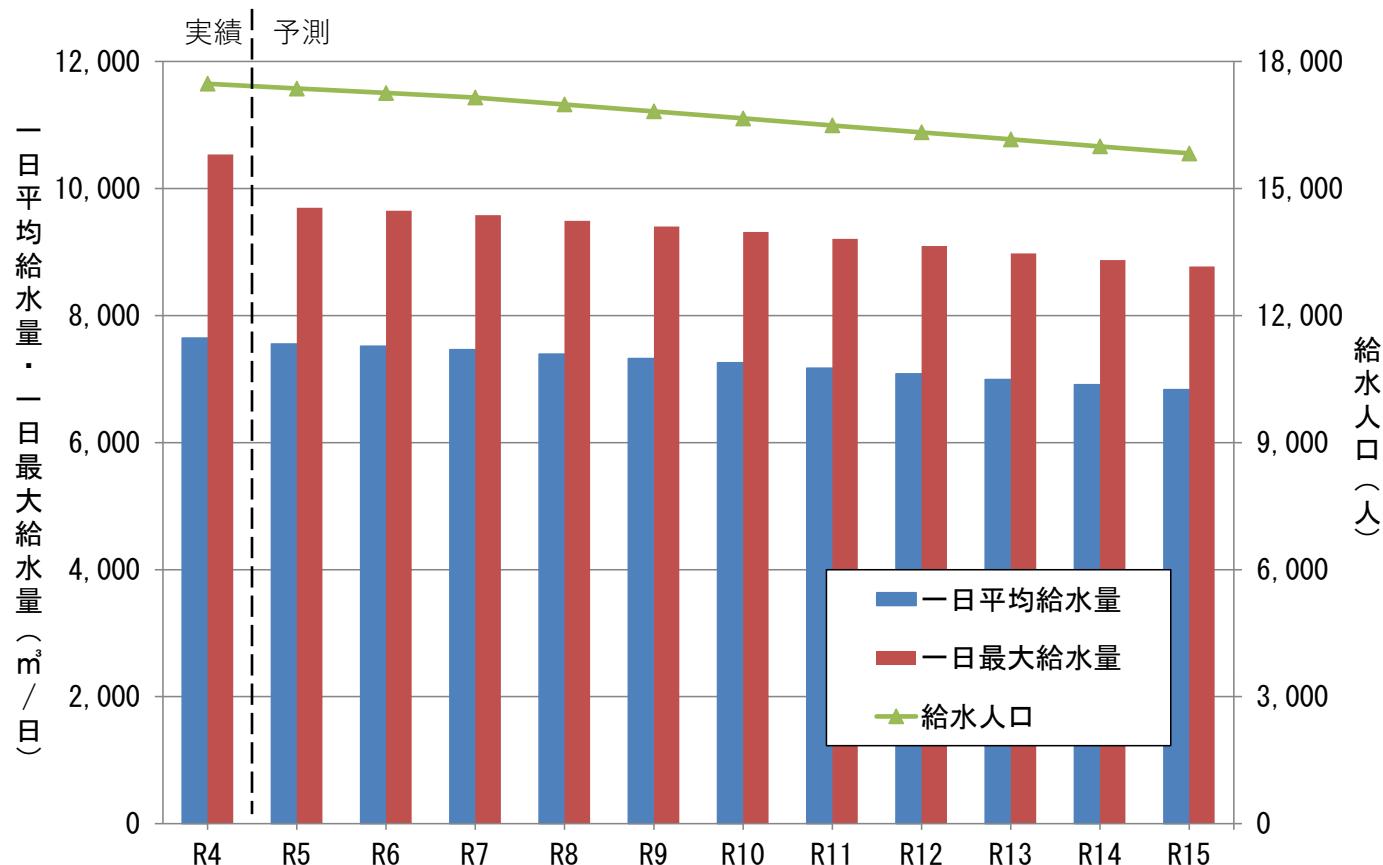
※2 令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知

2 事業環境の変化

- ・人口及び水需要の変化について
- ・埼玉県水道用水供給事業の受水費の改定について
- ・物価上昇等について
- ・施設更新・耐震化の必要性について

人口及び水需要の変化について

給水人口の減少に伴い、給水量は今後減少傾向となる見込みである。更新に伴う施設規模の適正化により、給水量の減少に対応していく必要がある。



※令和9年の産業団地及び商業施設の誘致の計画による水量については、詳細が不明であるため見込んでいない。

埼玉県水道用水供給事業の受水費の改定について

嵐山町の水源は、3か所の地下水（浅井戸）と埼玉県営水道からの受水で賄っており、受水は全体の約2～3割となっている。

埼玉県水道用水供給事業では、

施設の老朽化や電気料金及び物価高騰の影響による維持管理費の増加等により純利益が減少傾向。令和6年度以降は純損失が継続的に発生する見込みとなっている。

また、給水量も減少傾向となっていることから、健全経営を確保し水道用水の安定供給を継続していくため、令和8年4月1日より約21%の料金改定を行う。

61.78円/ m^3 → **74.74円/ m^3 (21%改定)**

出典：町資料

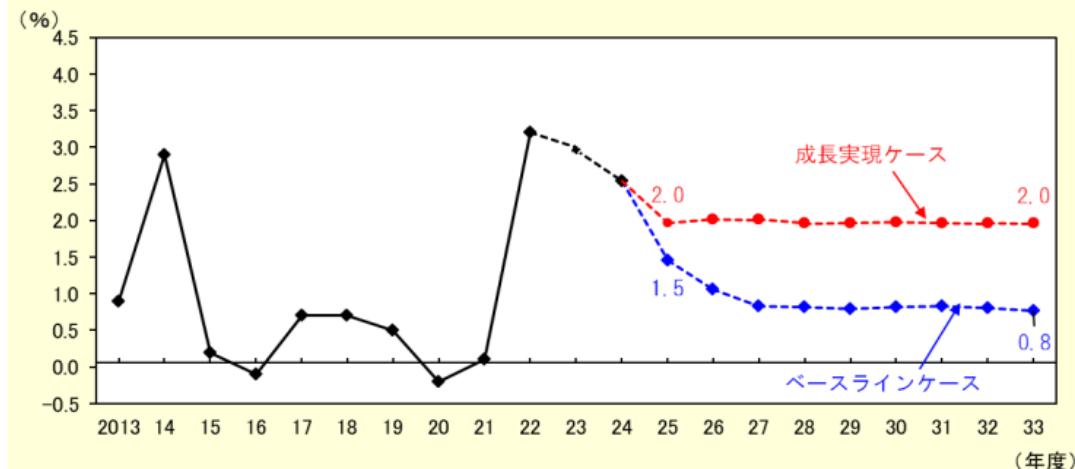
物価上昇等について

近年、人件費や物価が高騰している状況である。

物価上昇率は「中長期の経済財政に関する試算」において、令和2年を除いて上昇しており、特に令和4~6年の上昇率が増大している。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
消費者物価指数(%)	0.7	0.5	-0.2	0.1	3.2	3.0	2.5

図6：消費者物価上昇率



施設更新・耐震化の必要性について



近年発生した東日本大震災や能登半島地震では断水が発生する等、水道施設が大きな被害を受けており、地震に対する備えが不十分である。

このことから、老朽化が進んでいる水道施設や管路の更新・耐震化が必要となっている。

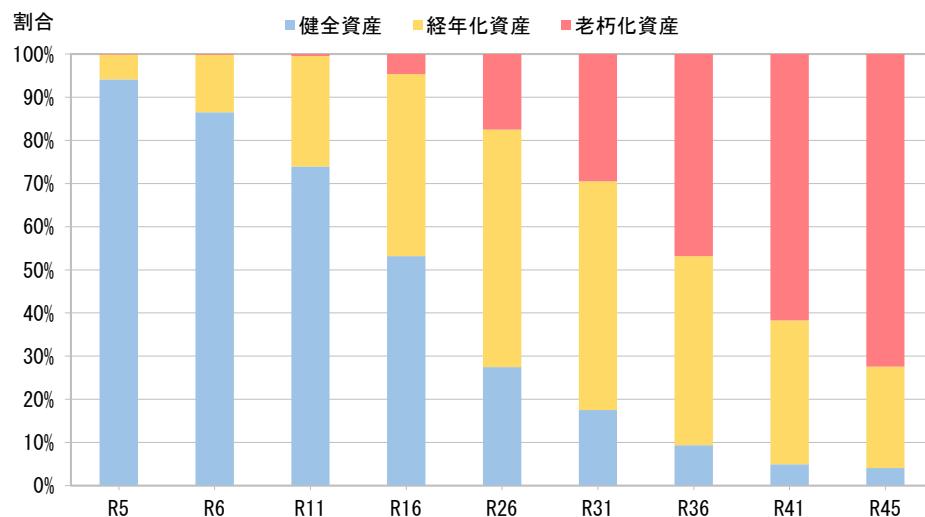
耐震診断を行った結果より、本町の第1浄水場や第2浄水場等の一部について、耐震基準が満たされていない。

施設更新・耐震化の必要性について

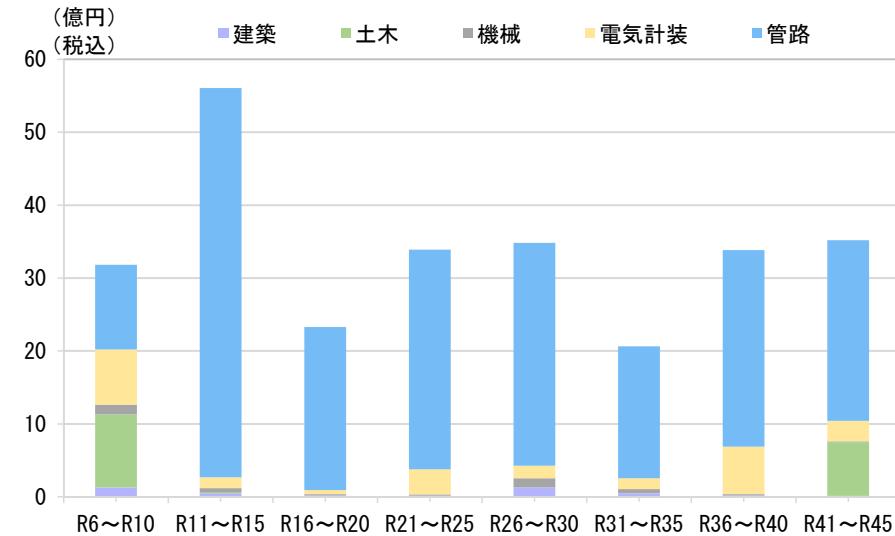
令和5年時点では老朽化資産はなく、健全資産が全体の約9割を占める。更新を実施しない場合、令和45年には健全資産はほとんどなくなり、老朽化資産が全体の約7割を占め老朽化が進む見通しとなっている。

更新基準年数で更新した場合、施設の更新需要は約10億円/年(5年間で約50億円)となり、人員面、財政面の観点から今後増大する管路の更新に対応することは困難である。

資産の健全度の見通し



更新需要の見通し



3 経営戦略（改定）について

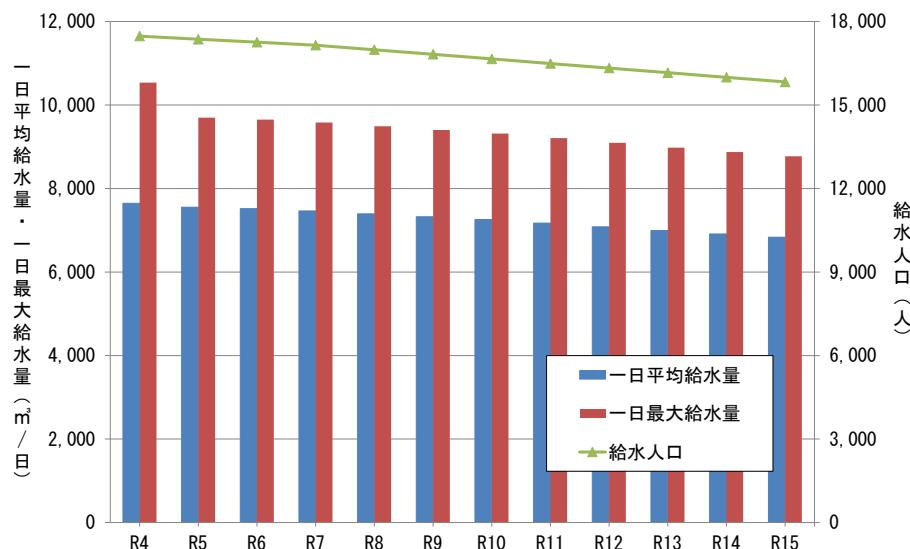
- ・水需要及び料金収入の見通し
- ・投資試算
- ・財源試算
- ・投資・財政計画
- ・料金改定の必要性について

水需要及び料金収入の見通し

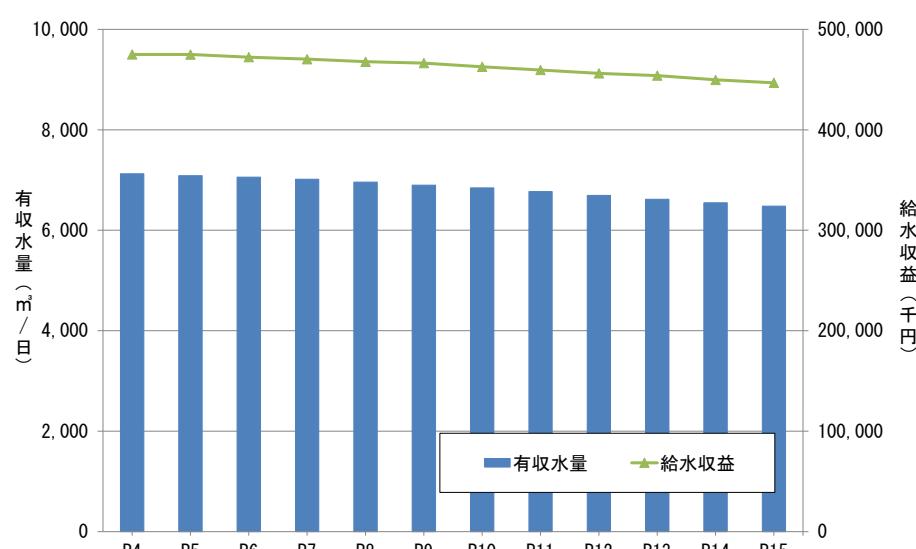
給水人口の減少に伴い、給水量は今後減少傾向となる見込みである。

有収水量の減少に伴い、料金収入も減少する見通しであることから、経営状況は厳しくなることが想定される。

給水人口・給水量の見通し



料金収入の見通し



投資試算



耐震基準が満たされていないこと、将来的に給水量が減少していくことを踏まえて、現在の水道施設を再構築し、耐震基準を満たす新浄配水場（第1浄配水場）の建設により施設の耐震化・集約化を実施する。

また、現在は塩素消毒方式のみによる浄水処理を行っており、クリプトスロリジウム対策施設が必要であることから、第1浄配水場には紫外線処理を導入する。

投資試算

事業費

年度別の事業費は、嵐山町水道ビジョンに基づき更新が必要な施設の更新費用及び第1浄配水場の費用を踏まえた。管路は管路更新計画に基づき設定した。

年度別事業費(税込) (単位：千円)

年度	構造物及び設備				管 路	合 計
	既存施設	水源浸水対策	第1浄配水場	計		
R6	0	216,000	0	216,000	285,400	501,400
R7	0	231,700	118,371	350,071	211,068	561,139
R8	0	0	802,679	802,679	176,061	978,740
R9	0	0	754,321	754,321	156,597	910,918
R10	94,300	0	8,864	103,164	330,719	433,883
R11	17,965	0	0	17,965	308,429	326,394
R12	0	0	0	0	325,853	325,853
R13	198,962	0	0	198,962	143,924	342,886
R14	790	0	0	790	198,058	198,848
R15	0	0	0	0	182,734	182,734
合計	312,017	447,700	1,684,235	2,443,952	2,318,843	4,762,795

投資試算

概算工事費（減価償却費）の算定や動力費等の経費の算定

現在の社会情勢も踏まえて物価上昇を考慮した。また、受水費の値上げについて、今後予想される上昇分を見込んだが、数年後の更なる改定が見込まれる。

経費の算定

項目	算定方法
減価償却費	»既存施設の減価償却費見通しと、新規施設にかかる減価償却費（計算結果）を加算した。 (なお、負担金・補助金を受けて整備する施設については、減価償却費のうち出資金等に相当する額を、長期前受金戻入として計上する。)
支払利息	»既存の支払利息と、新規施設にかかる起債償還額（計算結果）を加算した。
受水費	»今後予想される上昇分を見込んだ。 また、数年後の更なる改定が見込まれる。
その他	»その他の費用は、直近の実績5年平均もしくは最新実績（一定）とする。
物価上昇	»内閣府の試算より令和14年度まで年約2%の物価上昇を見込んだ。 (参照：中長期の経済財政に関する試算 R5.7.25)

財源試算

国庫補助金の見込み

国庫補助金の現在予定している事業のうち、取水施設の浸水対策について「水道施設機能維持整備費」及び第1浄配水場の建設について「水道施設再編推進事業」として、国庫補助金の活用が可能と考えられるため、現在の基準により積算した国庫補助金を計上している。

国庫補助金の見込み

(単位：千円)

項目	対象設備	対象額	補助額 1/3
水源浸水対策	建築設備、機械設備、電気設備等	196,000	64,000
第1浄配水場建設	紫外線処理設備、薬品注入設備、電気・計装設備等	1,479,000	491,000

財源試算

企業債の借入予定額

第1浄配水場の建設には多額の費用が必要となることから、費用の一部について企業債を借り入れることとする。

企業債の借入額(単位：千円)

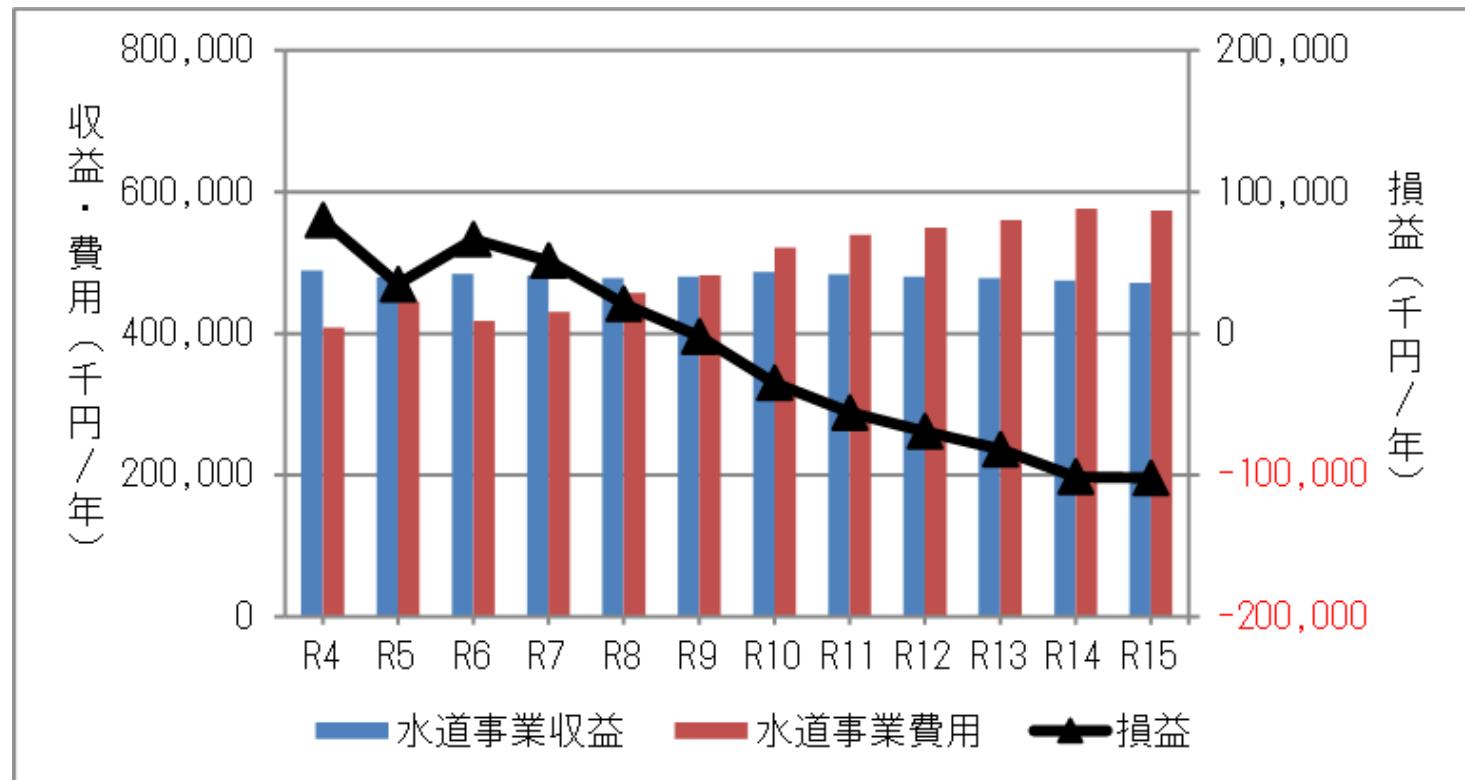
年度	借 入 額
R6	357, 600
R7	350, 000
R8	552, 000
R9	550, 000
R10	350, 000
R11	200, 000
R12	200, 000
R13	200, 000
R14	100, 000
R15	100, 000
合計	2, 959, 600

投資・財政計画

収益的収支の見通し

水道事業収益は有収水量の減少に伴い減収となる見込みである。

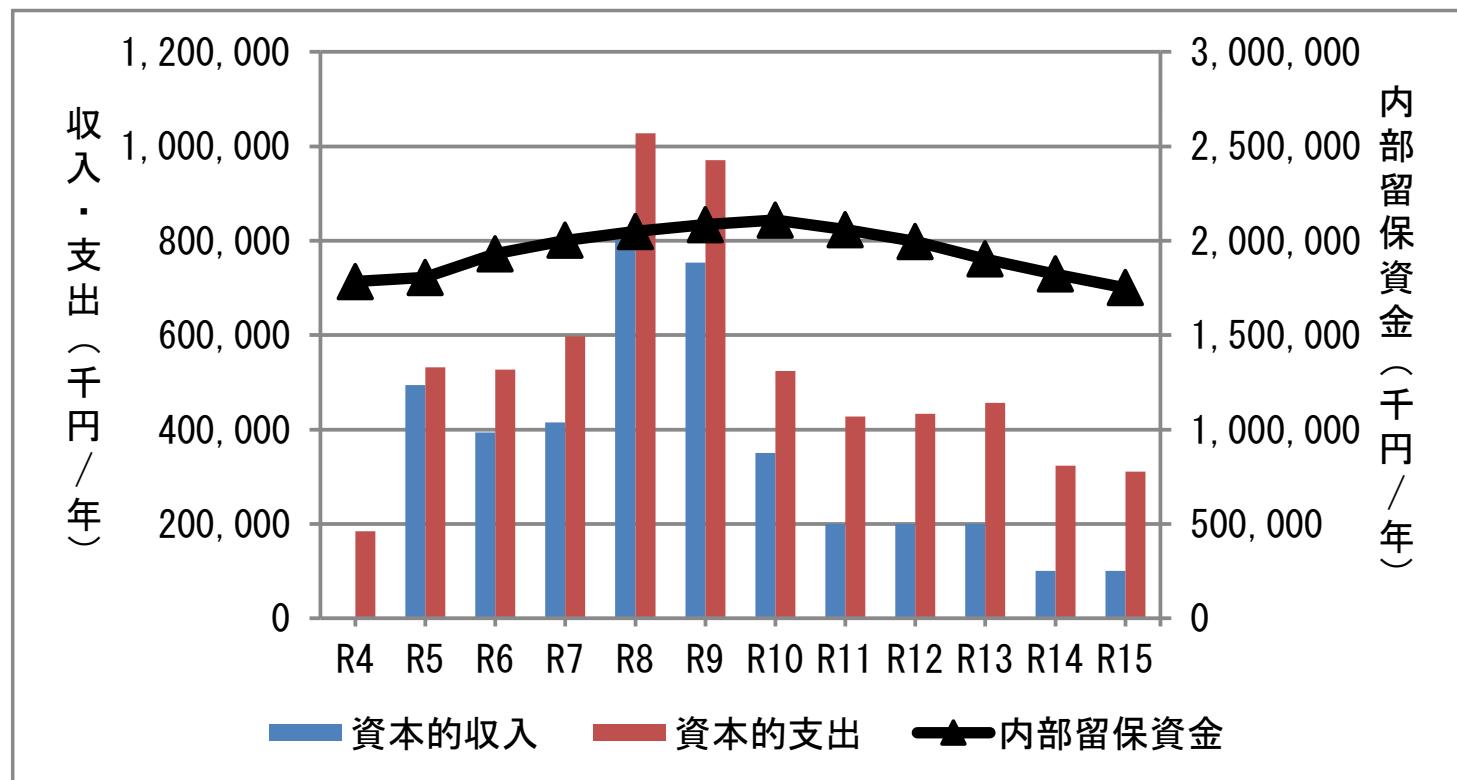
一方、費用は第1浄配水場の建設による減価償却費等や、県水の料金改定による受水費の増加など、令和9年度以降損益が赤字となる見通しとなっている。



投資・財政計画

資本的収支の見通し

内部留保資金は、第1浄配水場の建設に伴う企業債借入等により一時的に増加するものの、令和11年度以降は減少する見込みとなっている。



料金改定の必要性について

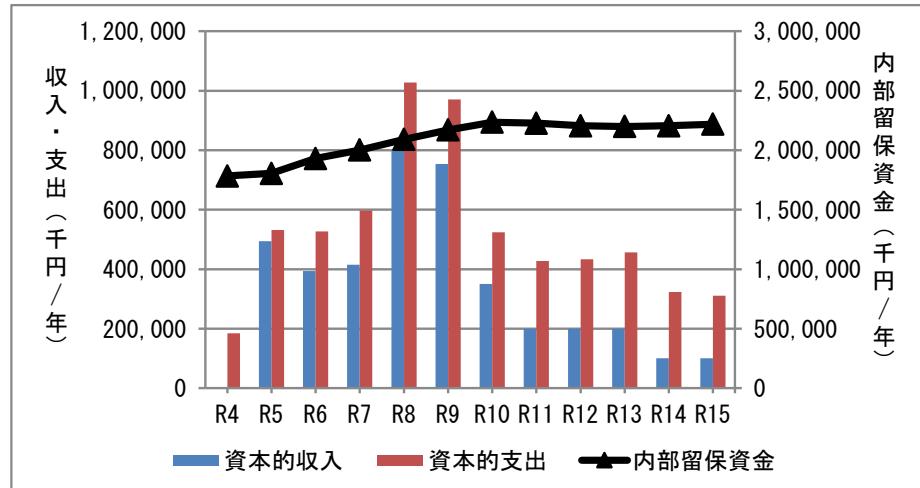
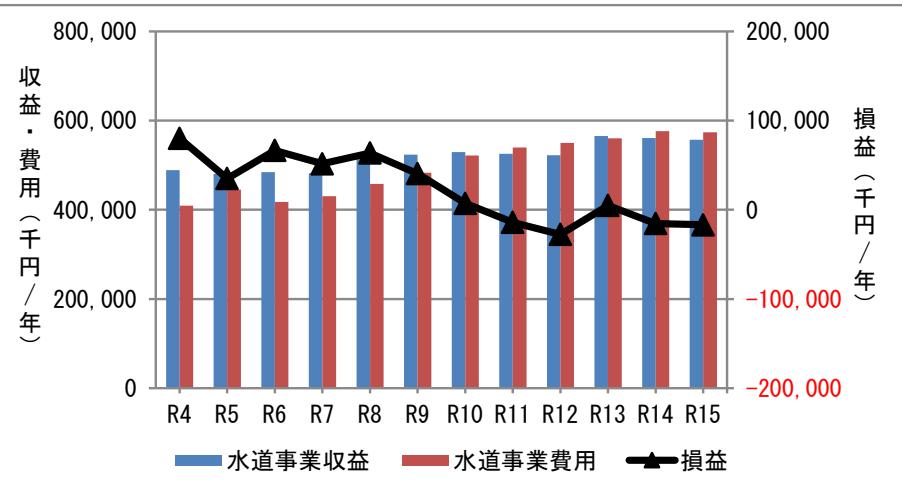
埼玉県水道用水供給事業からの受水費が令和8年より改定されることにより、約1千万円増額し、令和9年度より収益的収支が赤字となる見通しであることから、収支均衡の検討方針として料金改定が必要である。

- ① 収益的収支において、赤字となる令和9年度の前年度であり、受水費が改定となる令和8年度に料金水準を見直す。
- ② 資本的収支において、内部留保資金を事業継続に必要な額を確保するために企業債を活用する。

料金改定の必要性について

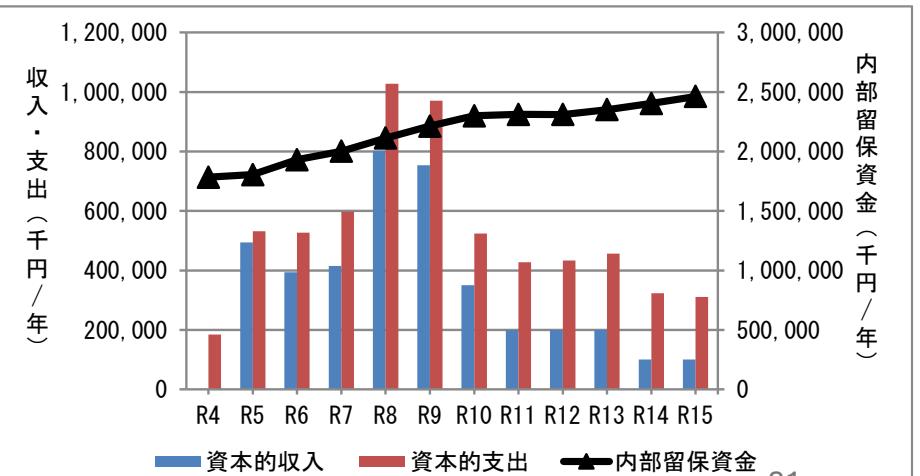
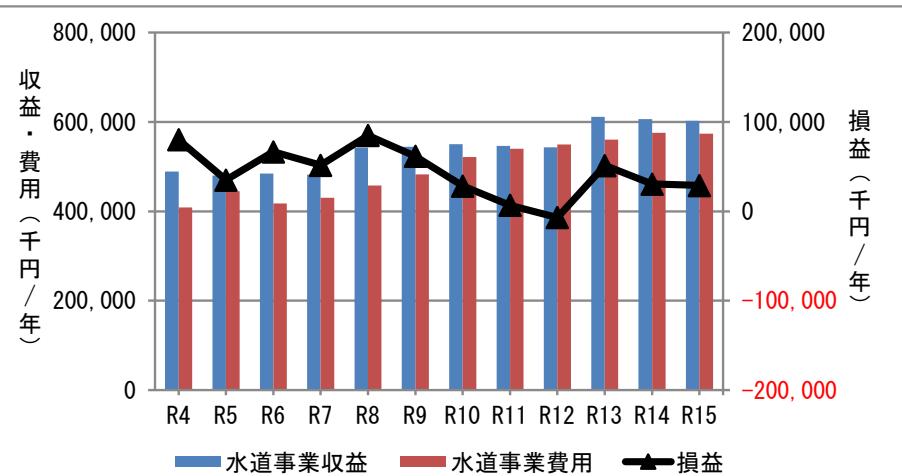
令和8年度、令和13年度に供給単価を【10%】改定した場合

→令和11年度以降は、ほとんどの期間で損益が赤字となる見込み。



令和8年度、令和13年度に供給単価を【15%】改定した場合

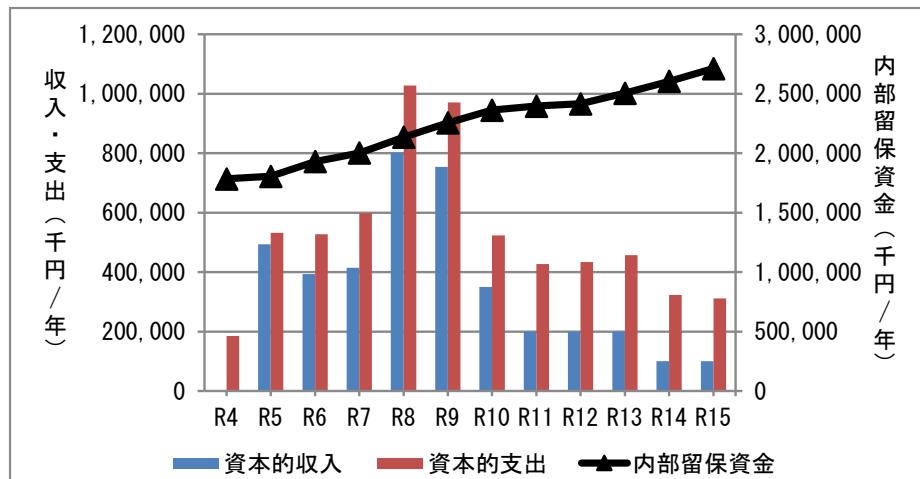
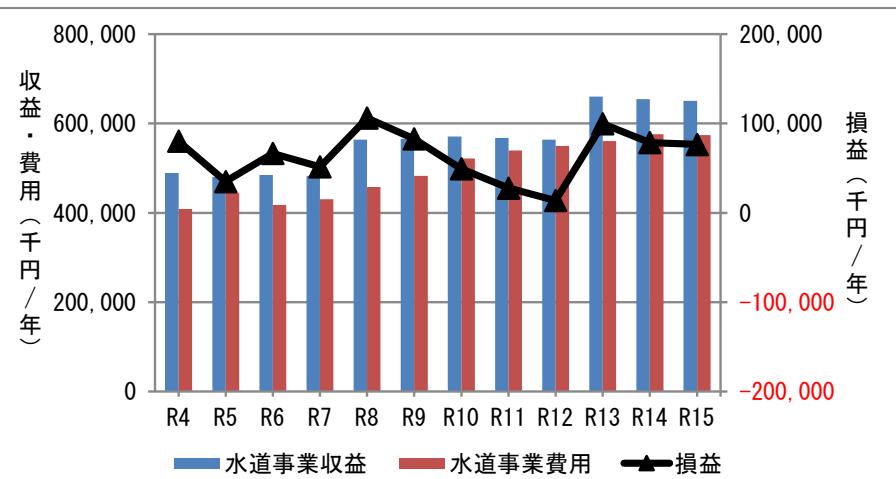
→令和12年度は損益が赤字となり令和13年度の改定で再度黒字になる見通し。



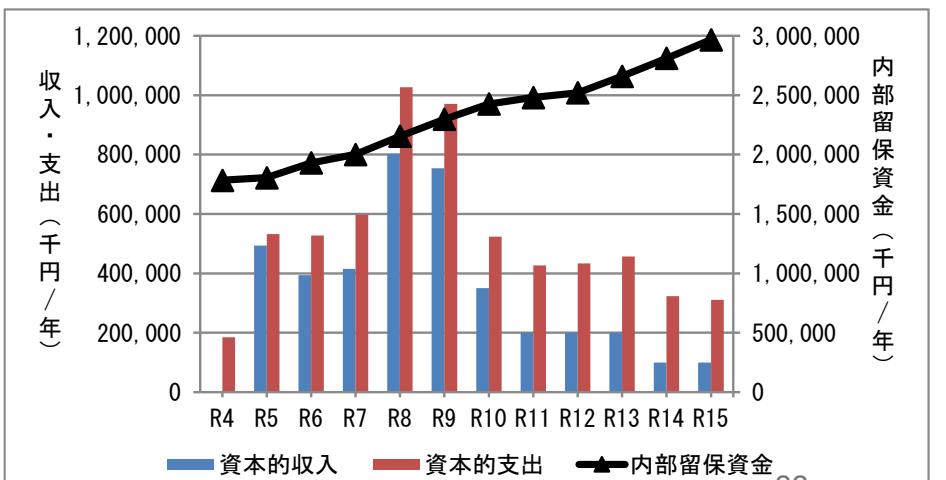
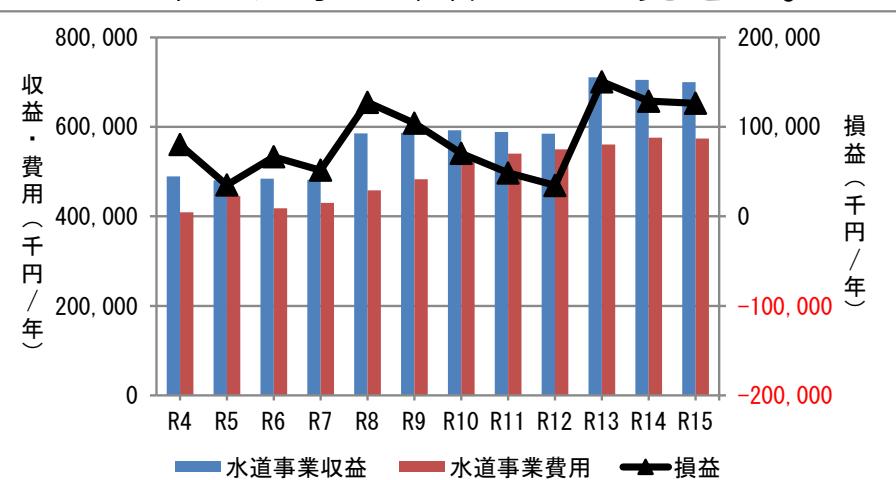
※経営戦略改定(令和6年3月時点)では受水費の改定率が23%と示されていたため、23%で算出している。

料金改定の必要性について

令和8年度、令和13年度に供給単価を【20%】改定した場合
→常に黒字を確保できる見通し。



令和8年度、令和13年度に供給単価を【25%】改定した場合
→常に黒字を確保できる見通し。



※経営戦略改定(令和6年3月時点)では受水費の改定率が23%と示されていたため、23%で算出している。

料金改定の必要性について

令和8年度及び令和13年度に、10%及び15%の料金改定をした場合では、収益的収支は赤字となる見通し。

計画期間において、常に黒字を確保するためには、20%以上の料金改定が必要となる見通しとなっている。

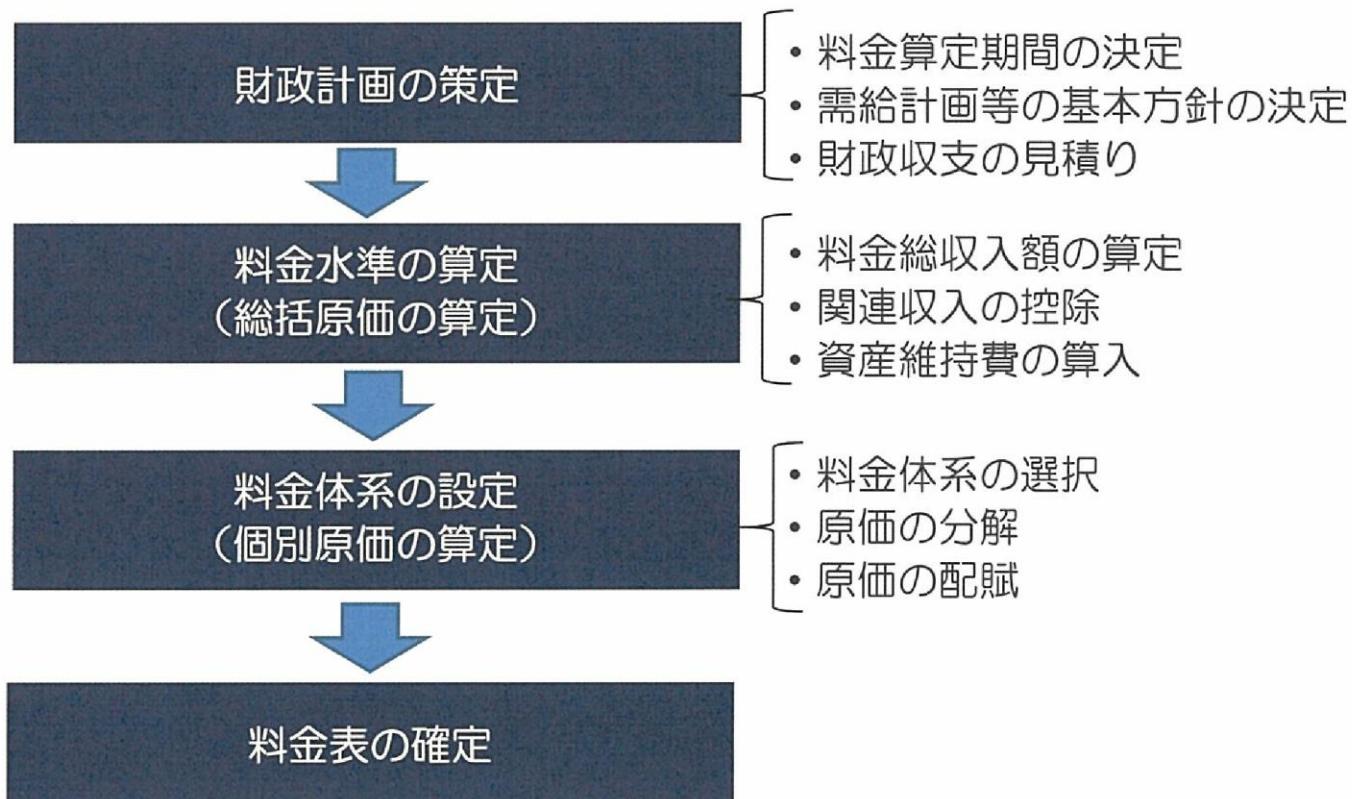
今後も安定した事業の継続を図るため、料金体系や料金水準について検討を行う。

4 水道料金について

- ・水道料金とは
- ・全国の水道料金の傾向
- ・埼玉県内の水道料金改定状況
- ・本町の水道料金

水道料金とは

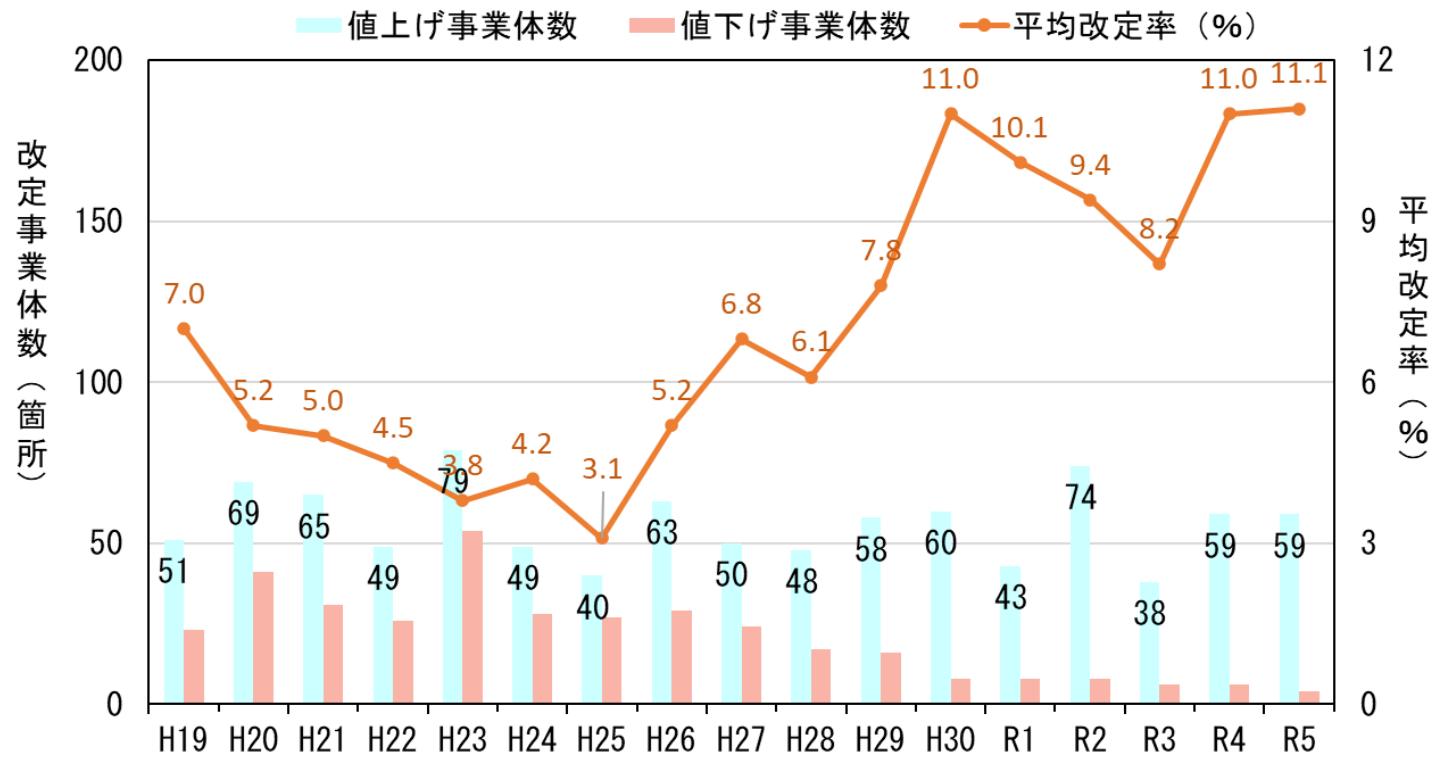
水道事業の経営は、独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠である。



出典：「水道料金改定業務の手引き（平成29年3月）」

全国の水道料金の傾向

全国的に料金改定が行われており、令和5年度は値上げした事業体が近年で最も多い。過去5年の改定事業体割合は3~5%、平均改定率は8~11%で推移している



埼玉県内の水道料金改定状況

埼玉県内においては19の事業体が、令和2年度～令和7年度で料金改定を実施又は実施予定であり、その平均改定率は19.0%である。

事業体	料金体系	改定年月	改定率(%)
行田市	口径別	R2.4	12.0
熊谷市	口径別	R2.4	19.5
川口市	口径別	R3.1	25.0
秩父広域市町村圏組合	口径別	R3.4	－
毛呂山町	口径別	R3.10	19.8
朝霞市	口径別	R4.8	12.0
上里町	口径別	R4.10	20.0
ときがわ町	口径別	R4.10	39.3
美里町	口径別	R4.10	10.0
入間市	口径別	R5.4	2.0
三郷市	口径別	R6.4	20.0
和光市	口径別	R6.7	14.0
吉見町	口径別	R6.10	25.0
小川町	口径別	R6.10	21.0
ふじみ野市	口径別	R6.10	23.4
吉川市	口径別	R6.10	24.0
三芳水道企業団	口径別	R6.10	10.9
羽生市	口径別	R6.12	22.0
寄居町	口径別	R7.4	22.0
平均改定率			19.0

出典：水道料金表または事業体のHP

※秩父広域市町村圏組合は1市4町の水道事業であり、市町により改定率が異なる。

本町の水道料金

口径別料金体系で、基本料金・従量料金に分かれた二部料金制となっている。基本料金は、一定の水量まで料金が一律となる基本水量制である。従量料金は、使用水量に応じて1m³あたりの単価が上昇する逓増制料金である。生活用（一般需要者）に配慮し、水道メーターの口径13mm及び20mmは、25mm以上と比較して基本料金及び従量料金を安価に設定している。

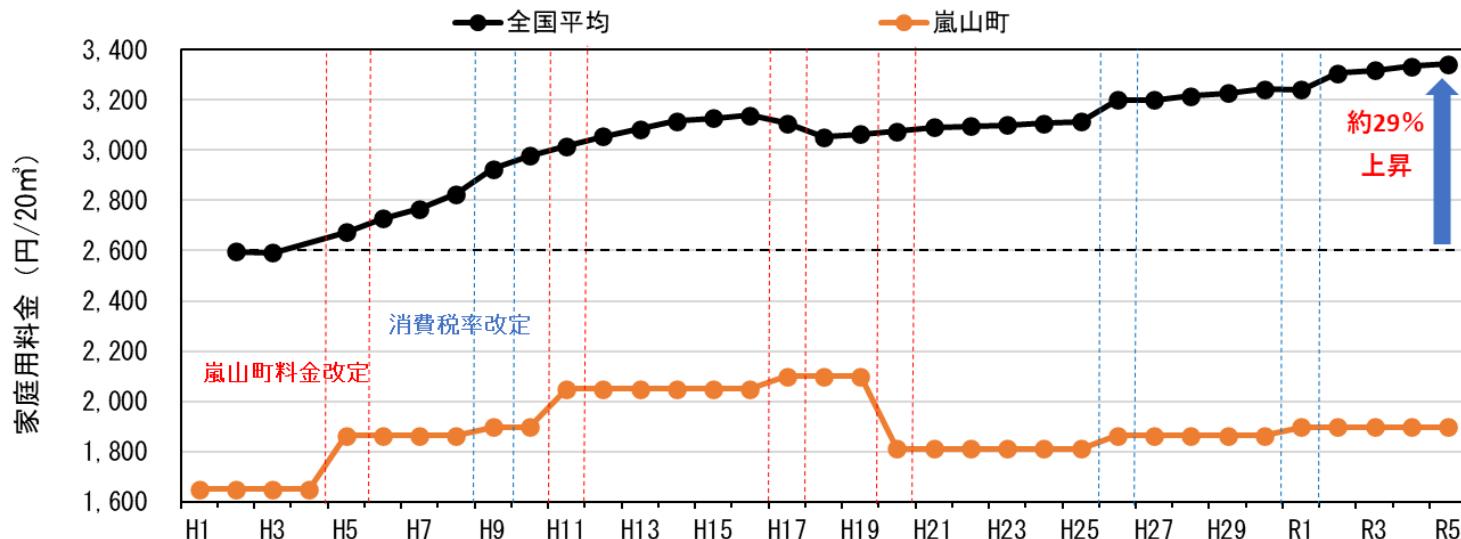
メータ一口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金 (円/m ³)
13mm 及び 20mm	5まで	550	6～10m ³ 82.5円 11～20m ³ 93.5円 21～30m ³ 154.0円 31～50m ³ 209.0円 51m ³ ～ 242.0円
25mm	10まで	3,300	
30mm	10まで	4,400	11～20m ³ 110.0円
40mm	10まで	7,700	21～30m ³ 187.0円
50mm	10まで	12,100	31～50m ³ 242.0円
75mm	10まで	25,300	51m ³ ～ 291.5円
100mm	10まで	44,000	

本町の水道料金

全国平均及び本町の家庭用料金の推移

本町は水道料金の改定を平成5年、11年に行っており、平成17年、20年、25年には水道料金の値下げを行っている。

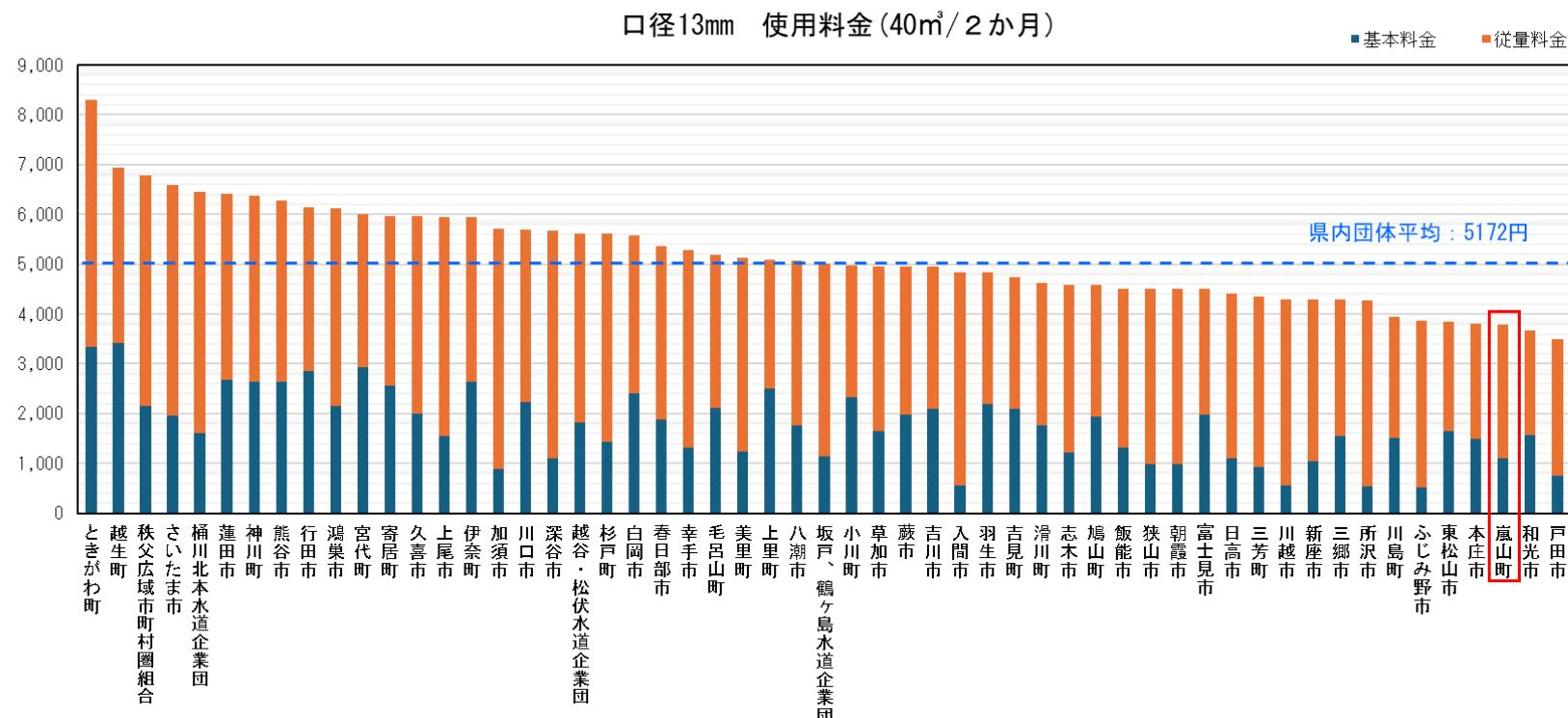
家庭用料金(1ヶ月20m³)は全国的に上昇傾向にあり、令和5年度の全国平均は3,343円となっている。本町は全国平均と比較すると安価で推移しており、令和5年度は全国平均より1,446円安い、1,897円となっている。



本町の水道料金

埼玉県内事業体との水道料金の比較

本町の水道料金は埼玉県内事業体の中で3番目に安価となっている。

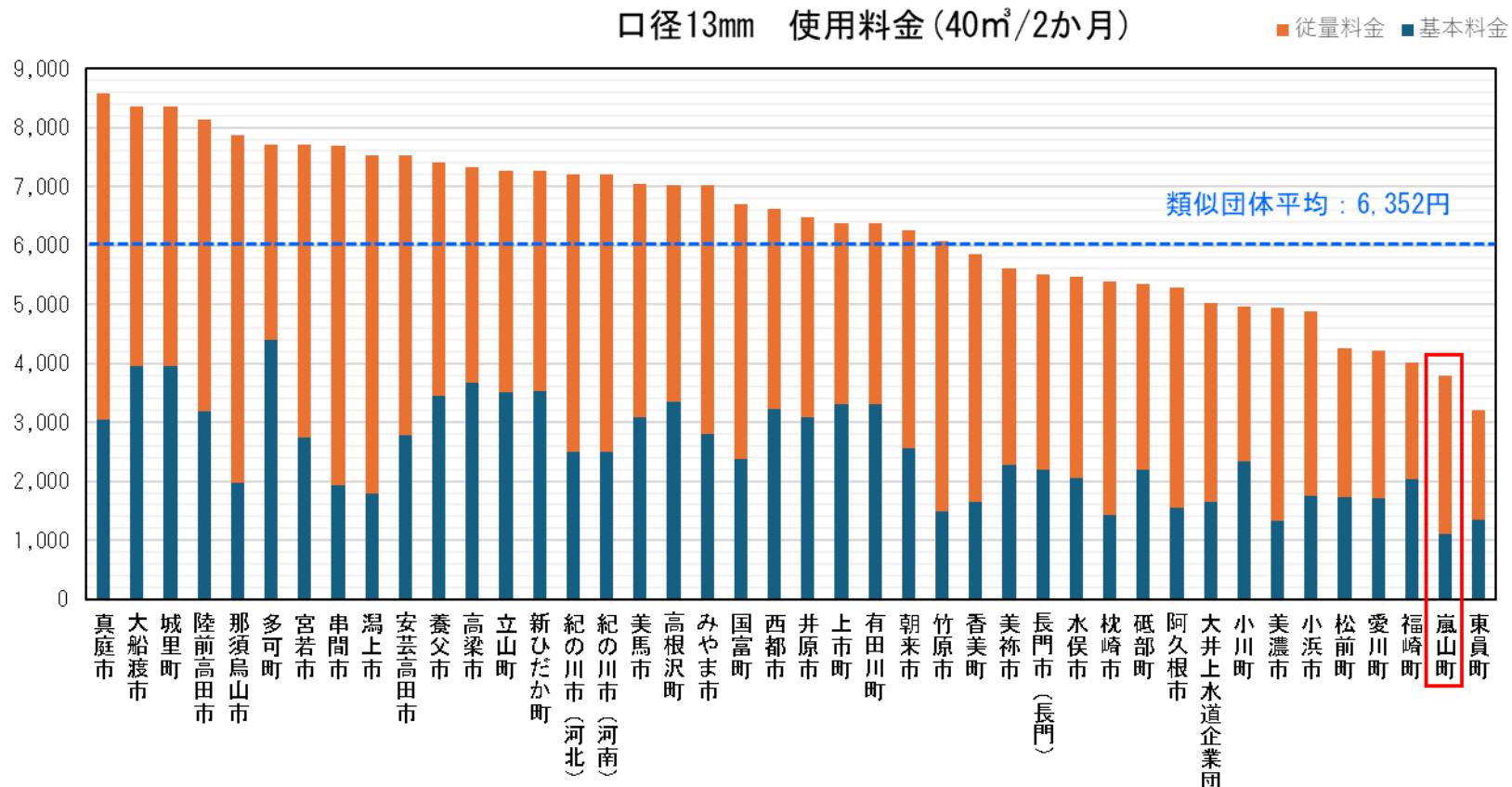


※令和5年4月1日時点

本町の水道料金

類似事業体との水道料金の比較

本町の水道料金は類似事業体の中で2番目に安価となっている。



※令和5年4月1日時点

5. 今後の検討手順

- 審議会開催予定

審議会開催予定

今後審議会にて、経営戦略の改定及び具体的な料金改定率や料金表とその影響について、ご審議いただく予定です。

審議会	日時	内容
第1回	令和6年12月11日	経営戦略と料金改定について
第2回	令和7年2月頃	経営戦略と料金改定ケースについて
第3回	令和7年4月頃	経営戦略改定案及び料金改定ケース修正案について
第4回	令和7年6月頃	新料金について